

# 行政のあらまし

「高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件などについて公表します。

## ④職員手当の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	内容		
期末手当 勤働手当	平成27年度支給割合		
	●一般職員	(期 末)	(勤 勉)
	6月期	1.225月分	0.750月分(基本)
	12月期	1.375月分	0.850月分(基本)
	計	2.600月分	1.600月分
●管理職員	(期 末)	(勤 勉)	
6月期	1.025月分	0.950月分(基本)	
12月期	1.175月分	1.050月分(基本)	
計	2.200月分	2.000月分	
※勤務評定による成績に応じ、勤働手当を加算・減算。			
●職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算5~20% (自己都合) (定年・早期退職募集)			
退職手当	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	●その他の加算措置 早期退職募集による加算 退職すべき期日において勤続20年以上かつ年齢45歳以上の職員にあっては、早期退職1年につき3%(定年1年前の早期退職の場合は2%)		
扶養手当	●配偶者	月額	13,000円
	●その他の扶養親族(1人につき)	月額	6,500円
	●年度内に満16歳から満22歳に到達する子(1人につき)	月額	5,000円を加算
住居手当	●借家・借間に居住する職員 ア 家賃月額が23,000円以下の場合 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 イ 家賃月額が23,000円を超える場合 → 家賃の月額から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額(上限月額27,000円まで)		
	●自動車等使用者 → 2km以上(片道)の使用者に対して距離に応じ月額2,000円から月額31,600円まで		
	●高速道路等利用者 → 高速料金1/2相当額に応じ月額20,000円まで ●交通機関等利用者 → 運賃相当額に応じ月額55,000円まで		

## ⑤特別職の報酬 (平成28年4月1日現在)

区分	月 額	期末手当	
給料	市長	961,000円	平成27年度支給割合 6月 1.950月分 12月 2.200月分 計 4.150月分
	副市長	802,000円	
	教育長	650,000円	
報酬	議長	488,000円	
	副議長	442,000円	
	議員	416,000円	

## 5. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

### ①勤務時間 (平成28年4月1日現在)

8時30分~17時15分 (うち休憩時間 12時00分~13時00分)

※不規則勤務となる施設等の職員を除きます。  
※再任用短時間勤務職員の勤務時間は週30時間(1日6時間×5日)または週31時間(1日7時間45分×4日)となります。

### ②休暇制度 (平成28年4月1日現在)

休暇名	付与日数	内 容
年次有給休暇	1年につき20日 (平成27年中の平均取得日数7.6日)	●年の途中に採用された者は採用月に応じ付与 ●翌年に20日を限度として繰越可
特別休暇	内容により異なる	●ボランティア休暇(5日以内) ●結婚休暇(10日以内) ●育児時間(1日2回必要時間) ●産前産後休暇(産前6週、産後8週) ●妻の出産(2日以内) ●男性職員育児参加の休暇(5日以内) ●子の看護のための休暇(5日以内) ●父母配偶者の法要(最小限度) ●忌引き(10日以内) ●リフレッシュ休暇(5日以内)
組合休暇	30日(無給)	●職員団体の事務従事
介護休暇	6カ月以内(無給)	●職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫および兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護をする場合

## 6. 職員の休業に関する状況

種 類	休業の内容および取得状況
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる。 平成27年度育児休業取得者数 4人(男性1人 女性3名)

## 7. 職員の分限および懲戒処分の状況

### ①分限処分 (平成27年度)

分限処分とは、職員の身分保障を前提として一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務能率の維持向上を図るための制度です。分限処分には、降任、免職、休職および降給の4種類があります。

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合					0
心身の故障の場合			10		10
職務に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
合 計	0	0	10	0	10

### ②懲戒処分 (平成27年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分をいいます。懲戒処分には、免職、停職、減給および戒告の4種類があります。

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合			2		2
職務上の義務に違反または職務を怠った場合			6	1	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1	2	3
合 計	0	0	9	3	12

## 8. 職員のサービスの状況 (平成27年度)

区 分	許可件数	主な許可内容
職務専念義務の免除	11	研修、健康診断など
営利企業等の従事	8	市の出資団体の役員など

## 9. 職員の退職管理の状況 (平成27年度)

職員の退職管理を適正に確保するため、「高山市職員の退職管理に関する規則」および「高山市職員の退職管理の適正の確保に関する要綱」を定め、再就職した者の状況を公表することとしています。

### ①職員の再就職の状況 (平成27年度)

退職者数	市に再就職した者				市以外に再就職した者			その他(再就職等しないもの)	
	再任用職員	臨時・非常勤職員	他の地方公共団体等	非営利法人 うち出資あり	営利法人 うち出資あり	自営業			
36	8	4	4	9	3	2	0	4	5

## 10. 職員の福利厚生状況

### ①健康管理に関する状況 (平成27年度)

岐阜県市町村職員共済組合が実施する年代別健康診断および前立腺がん検診(40歳以上)、乳がん・子宮がん検診(30歳以上)を実施し健康管理に努めました。また、特定職場職員(リサイクルセンター・下水道センター・消防・診療所等)に対し破傷風、B型肝炎予防接種を実施しました。なお、平成26年度より、ストレスチェックを実施しています。

区 分	受診者(人)
年代別健康診断	819
ストレスチェック	811
B型肝炎予防接種	26
破傷風予防接種	36

### ②福利厚生制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入し、職員の生活の安定と福祉の向上を図っています。また、高山市職員互助会を組織し、福利厚生を進めています。

### ③公務災害補償制度

●公務災害認定件数(平成27年度)

区 分	認定件数(件)
一般行政職	2
消防職	1
技能労務職	1
医療職	0
非常勤職員等	2
合 計	6

### ④公平委員会に係る業務の状況

●公務災害認定件数(平成27年度)

区 分	認定件数(件)
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0
合 計	0